

令和2年第2回定例会環境生活委員会会議録

令和2年6月10日

午前10時

全員協議会室

出席者氏名

岡部 賢士 委員長	石嶋 照幸 副委員長
大野みどり 委員	櫻井 速人 委員
山崎 孝一 委員	椎塚 俊裕 委員
寺田 寿夫 委員	

執行部説明者

市 長	中山 一生	市民生活部長	齊田 典祥
産業経済部長	松田 浩行	都市整備部長	宮本 孝一
税 務 課 長	大堀 敏雄	商工観光課長	佐藤 昌一
コミュニティ推進課長	川崎 幸生	都市計画課長	落合 勝弘
道路整備課長補佐	鈴木 美朗 (書記)		

事 務 局

係 長 中島 史順

議 題

議案第1号 龍ヶ崎市中小企業・小規模企業振興基本条例について

議案第2号 龍ヶ崎市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について

議案第8号 令和2年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第4号)の所管事項

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

(龍ヶ崎市税条例等の一部を改正する条例について)

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

(龍ヶ崎市都市計画法税条例の一部を改正する条例について)

- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
(龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について)
- 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
(龍ヶ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例について)
- 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第8号)の所管事項)
- 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度龍ヶ崎市工業団地拡張事業特別会計補正予算(第4号))
- 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて
(和解に関することについて)
- 報告第18号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第3号)の所管事項)

岡部委員長

おはようございます。

開会に先立ちまして、委員の皆様申し上げます。本日傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

【傍聴者入室】

岡部委員長

ここで傍聴の皆様一言申し上げます。会議中は静粛をお願いいたします。

それでは、ただいまより環境生活委員会を開会いたします。

本日、ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第1号、議案第2号、議案第8号の所管事項、報告第1号、報告第2号、報告第3号、報告第4号、報告第5号の所管事項、報告第9号、報告第11号、報告第18号の所管事項の11案件です。

これらの案件につきまして、ご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭に、また、質疑は一問一答をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染防止対策のため、執行部は必要最小限の出席説明員となっておりますので、ご了承ください。

会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

議案の審査に入ります。

議案第1号、龍ヶ崎市中小企業・小規模企業振興基本条例について、執行部から説明願います。

松田産業経済部長。

松田産業経済部長。

議案書1ページをお開きください。

議案第1号、龍ヶ崎市中小企業・小規模企業振興基本条例について、ご説明いたします。

当条例は、中小企業・小規模企業の振興に関して、本市の基本姿勢や方向性を定め、振興に関する施策を総合的、計画的に推進することにより、企業の持続的成長並びに地域経済の活性化を図り、本市経済の発展及び市民生活の向上を目的に定めようとするも

のでございます。

まず、第1条では、条例制定の目的を定めております。

第2条は、用語を定義したもので、第1号から第8号までございます。第6号の関係団体は、土業の団体や同一業種の事業者で構成された各種業界団体のほか、中小企業・小規模企業振興に関する全ての団体を指しております。

次ページをお開きください。

第3条では、中小企業・小規模企業振興に関する基本的な考え方の「基本理念」を定めております。第1号では、当市の最上位計画の「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」の目的を中小企業・小規模企業の振興においても掲げております。第2号では、中小企業・小規模企業の振興のための経営改善、向上は、事業者自身の創意工夫や自主的な努力が必要なこと、第3号では、関係する者が相互に連携を図り、振興に向けて取り組むことを定めております。

第4条は、市の責務として3つの項目を定め、基本計画を策定することや財政措置、さらには市民へ情報を発信することを規定しております。

第5条は、基本施策を推進し、基本理念の実現に向けて具体的な取り組みを定める基本計画を策定する旨を定めております。

3ページをお開きください。

第6条は、基本理念及び基本計画に基づき実施する施策の概要を、1号から10号まで定めております。

第7条は、中小企業・小規模企業の役割を定めております。

第8条の途中から次ページになります。

次の第9条までは、大企業や商工会の役割を定めているものでございます。

第10条は、小規模企業支援等に関する計画の策定を定めております。

第11条から第13条は、金融機関、関係団体、教育機関の役割を定めているものでございます。

第14条は、市民が、それぞれの特性に応じた中小企業・小規模企業振興に関する取り組みと市の施策への協力に努めることを定めております。

第15条は、毎年度、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施状況を公表することを定めております。

第16条では、本条例の見直しについて定めており、ここでは、具体的な見直しの年数を定めず、必要な時に施策の転換が図れるようにしております。

第 17 条は、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることができるとしております。

最後、付則になります。この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行しようとするものでございます。

説明につきましては以上でございます。

岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

【なし】

岡部委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第 1 号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第 2 号、龍ヶ崎市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

齊田市民生活部長。

齊田市民生活部長

議案第 2 号、龍ヶ崎市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案書の 6 ページ、新旧対照表の 1 ページをお開きください。

これは、長戸コミュニティセンターのうち、旧長戸小学校用地の境界確定によりまして、合筆登記を行った結果、改正前の地番、半田町字大日 65 番が、改正後の地番、半田町字大日 55 番に合筆したため、長戸コミュニティセンターの位置を改正するものでございます。

説明については以上でございます。

岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

【なし】

岡部委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第2号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第8号、令和2年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）の所管事項について執行部から説明願います。

松田産業経済部長。

松田産業経済部長

議案書、別冊の1ページをお開きください。

議案第8号、令和2年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,651万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、340億566万6,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。

歳入になります。

中段の繰入金をご覧いただきたいと思います。一番下になります。

みらい育成基金繰入金でございます。

これは、小学校教育振興費及び中学校教育振興費で、学習用タブレット端末の購入に対する繰入れでございます。

斉田市民生活部長

続きまして、一番下の表です。

21 諸収入、雑入、団体支出金の自治総合センターコミュニティ助成金でございます。

250 万円の増額計上いたしております。これは、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の助成金で、歳出の方にも計上させていただいております。市民行政推進活動費の補助金に充当するもので、上限額は 250 万円でございます。

続きまして、6 ページ、7 ページをお開きください。

歳出でございます。

一番上の表です。

総務費の市民行政推進活動費の 18 負担金、補助及び交付金の補助金、地域コミュニティ助成事業です。250 万円の増額計上でございます。

これは、先ほど歳入のほうでご説明しました、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業において、八原まちづくり協議会が、助成決定を受けまして、協議会のイベントの際に使用します、投光器や発電機テントなどの備品を購入しようとするものでございます。

続きまして、8 ページ、9 ページをお開きください。

松田産業経済部長

上から 2 段目です。

市街地活性化対策費でございます。

これは当初、「龍ヶ崎市駅名誕生」を記念したプレミアム商品券事業を予定しておりましたが、事業内容を見直し、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として実施するため、本予算を皆減するものでございます。

その下です。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策費です。

役務費については、「事業継続特別家賃支援事業」に要する郵送料でございます。

補助金の「事業継続特別家賃支援事業」は、政府が実施する家賃補助に対しまして、本市独自に上乗せ補助分を行うものです。上乗せする金額につきましては、賃料の 3 分の 1、月額 5 万円を上限に 6 月分、最大 30 万円を補助するものであります。

交付金は、プレミアム付商品券事業です。新型コロナウイルス感染症の影響により、落ち込んだ消費の喚起を目的に実施するプレミアム商品券事業で、プレミアム金額分 6,000 万円と事務経費 900 万円を合わせまして、6,900 万円を実施事業者である、龍ヶ崎市商工会に交付するもので、こちらは皆増でございます。

なお、販売等の実施時期につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、適切な時期に販売を開始できるよう現在も商工会と調整をしており、進めていきたいと思っております。

説明につきましては以上でございます。

岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

山崎委員

別冊議案の9ページです。中段です。

こちらは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策費の中のプレミアム付商品券事業について、お聞きいたします。

大型店と個人店で商品券を利用できる割合と、1セットの内容についてお伺いいたします。

岡部委員長

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

プレミアム付商品券事業につきましては、商品券の取扱い加盟店で1万2,000円分の買物ができるプレミアム率20%の商品券を1セット1万円で販売する予定でございます。

内容でございますが、1,000円の券が10枚、500円の券が4枚で、1万2,000円分の商品券となるものです。商品券のうち、大型店で使用出来る割合につきましては、現在、半分の50%金額にして6,000円というふうに考えております。

岡部委員長

山崎委員。

山崎委員

はい、わかりました。

大型店と個人店と半分・半分で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この商品券を換金する場合の店舗からの手数料についてお聞きいたします。

岡部委員長

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

今回の事業実施に当たりましては、商品券取扱加盟店から換金の際の手数をいただくということは、考えておりません。

山崎委員

これは良いことだと、私は思っております。

続きまして、購入の資格ですが、近隣市町村の住民も購入可能なのですか。

岡部委員長

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

今回の商品券、3万セットを用意しているわけですが、プレミアム率 20%ということもありまして、前回も 20%でたいへん多くの方に応募いただいたことから、3万セットを超える購入希望が想定されますことから、市民の方に限定して販売していきたいと考えております。

岡部委員長

山崎委員。

山崎委員

はい、わかりました。

最後の質問なんですけれども、この申込みの方法について、教えていただきたいと思っております。

岡部委員長

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

今回の事業ですが、申込みハガキが付いたリーフレットというチラシですね、これをまず全戸に配布させていただこうと思っております。

取扱店舗一覧などを載せたものに、予約申込ハガキを付けるという形でございます。

希望される方は、記入して商工会・市役所西、東市役所出張所、市民窓口ステーション、龍ヶ崎市駅に設置してあります、観光物産センターに応募の箱を設けまして、そちらに入れていただくということです。

こちらのハガキサイズにしましたのは、そちらに行かなくても、郵送でも扱えるということにしています。新型コロナウイルス感染防止でございますので、その辺も踏まえて考えております。

申込み多数の場合は、抽選にて当選者を決定させていただきたいと考えておりますが、いずれにしても、今後、事業主体となる商工会と具体的な協議を進めてつめてまいりたいと考えております。

岡部委員長

山崎委員。

山崎委員

はい、わかりました。

申込みについては抽選ということで、これは公平性があるてよろしいのかなと私は思っております。当市の地域経済振興のために、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

岡部委員長

ほかにありませんか。

椎塚委員。

椎塚委員

商品券の割合、大型店と小型店を5対5にする理由を説明していただきたいのと、申

込の方法で、郵送も可能だということだったのですが、これは、同一人物を二重にチェック点検していくのかどうか確認させてください。

岡部委員長

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

50%、50%の理由でございますが、やはり60%、40%がいいとか70%、30%とか、いろいろ理由があつてご意見もございます。

今のところ、50%、50%の真ん中で切らせていただくという形で考えておりますが、いずれにしても先ほど申しましたようにその辺も商工会と今後も協議をしていきたいと考えております。

二重申込み等々のチェックでございますが、申し込んでいただきました申込み用紙をうちの方と商工会で入力しまして、住所等々の突合せをしまして、二重の申込がないようにしていきたいと考えております。

岡部委員長

椎塚委員。

椎塚委員

大型店と小型店については、これまでも過去4回やりましたかね、商品券事業は。前回は大型店と小型店5対5だったと記憶していますが。

今回、あえて、新型コロナウイルス感染症緊急経済緊急対策という形で付けるのであれば、やはり小売店を考慮していただきたいというのが、私の要望の一つなのですが。

前回、ちょっと一般質問で言わせていただいたのですが、経済社会というのは資本力が大きいところにはやっぱり敵わないんですよね。企業の個々の努力というレベルの話ではないんです。そこをまず理解してください。

そういう意味で、一般質問の中でも言ったんですけど、こういう零細企業のキャッシュはいいとこ2ヶ月程度しかないんですよ、はっきり言って。そういう意味でも、やはりここは差をつけていただきたい、これが現実です。大資本の企業と比較して、たしかに、大手スーパー等は経済の中にあつては必要ですけど、ただやはり足元が違いま

すから、その辺は差をつけてもらいたい。

例えば、町の中の商店街にしても何にしても、ただ物を売ったりサービスを売ったりしているだけではないはず。今まで、長年、龍ヶ崎市にずっと納税させていただきながら、いろんな文化活動であるとか、お祭りのことであるとか、そういうこともやはり考慮していただきたいんですよね。

今、龍ヶ崎のお祭りが低迷しているのは商店街が衰退しているからってということも、もちろんそうなんですけど、やはりそういうところがなくなっていくと更に不便な面もでてきますので、単なる目先の商売だけではなくて、ここまで言ってしまうと大げさなのかもしれませんが、やはり経済対策緊急経済対策と名を打つのであれば、そのところを考慮していただきたいと強く要望させていただきます。

あともう一つごめんなさい。

商品券、今までに4回実施していますけれども、どういう使い方をされているかとか、店名はたぶん出てると思うんですけども、どういう業種とかどういう分野で使われているかっていうような、そういうところも精査する必要があると思うんです。今後、商品券事業をやるにしても、効果的な政策ができると思うんですが、そのへんの考え方をお伺いします。

岡部委員長

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

前回、商工観光課のほうで、平成29年、子育て応援都市宣言記念プレミアムたつの商品券を実施したときには、経済効果と申しますか、あと買う人はどういう方なのかということもございましたので、アンケート調査集計データなどをとっております。

詳細はちょっと手元にないのですが、どういうものを買われたかですね、幾らの商品券をお求めになったか、あとは次回やったときにどういうものを欲しいのかとかですね。

ご意見ご要望等も書いていただきましたので、今回もそういうデータはとっていかうかと思っております。

岡部委員長

椎塚委員。

椎塚委員

窓口調査というのは、本当に今後この政策を継続していく上ではきっと必要になってくると思いますので、その辺はしっかりとデータを蓄積させて続けさせていただければと。前は福祉政策での商品券だったから、ちょっと異質な部分はもちろんあると思いますので、あわせてよろしくお願いします。

ちょっと1点最後に、私もよくわかんないので要望ですけど、この補正予算の中にプレミアム付商品券事業というのが民生費の中にももちろん出てきますよね。理由はわかっていますが、去年の福祉政策の同じ文章なので混乱しやすいのかなと思ひまして、区分けしていただくとか難しいんですかね。その辺の事情はわかりませんが、たまたま同じ名称なので非常にわかりづらくなっているの、その辺をご配慮いただければいいかなと思ひまして。以上です。

岡部委員長

他にありませんか。

【なし】

岡部委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第8号本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎市税条例等の一部を改正する条例について）、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例について）の2案件については、関連しておりますので一括して説明を受け審議を行い、採決は、別々に行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

また報告第2号については、本日執行部より議長あてに議案書の修正願いが提出され

ており、議長より委員長に連絡があったものであります。

このことから、定例会最終日に本会議で議案の訂正許可を求めることとなりますが、委員会では訂正許可見込みの報告で審査していただきたいと思っております。

それでは執行部から説明願います。

齊田市民生活部長。

齊田市民生活部長

はじめに、まず本日お配りいたしました令和2年第2回龍ヶ崎市議会定例会議案書の一部修正についてです。

議案書の53ページをお開きください。

下から4行目でございます。報告第2号、龍ヶ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例付則第4項の規定中、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律に関しまして、法律番号が国会審議中であったため空欄となっておりましたが、6月3日に可決され、本日公布されましたので、本委員会におきまして一部修正にて報告をさせていただきます。

それでは続きまして、引き続きご説明させていただきます。

まず、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎市税条例等の一部を改正する条例について）と報告第2号（龍ヶ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例）につきましてご説明させていただきます。

委員の皆様には、お手元に「税制改正等に伴う市税条例等の改正理由等」という資料を配布させていただいておりますので、主な改正点につきまして抜粋して説明させていただきます。

はじめに報告第1号でございます。

議案書の34ページ、参考資料の新旧対照表の12ページになります。

今回の改正は地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日から施行となることから、龍ヶ崎市税条例等の一部を改正したものでございます。

新旧対照表の12ページをご覧ください。

第1条の主な改正内容でございます。

個人市民税では、地方税法等の一部改正に伴いまして、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除等の見直しを行うもので、全てのひとり親家庭に対しまして公平

な税制を実現する観点から「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するための措置を講じるものです。

今回の改正市税条例では、第 24 条第 1 項第 2 号の非課税の範囲の規定並びに第 34 条の所得控除の規定については、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者については、ひとり親に統一され、同一の控除、控除額 30 万円を適用するものでございます。

続いて、新旧対照の 13 ページでございます。

寡婦につきましては女性のご婦人の婦というものと夫、両方とも同じ読み方でございます「寡婦、寡夫」という単身児童扶養者が「寡婦及びひとり親」になったことで、第 35 条の 3 及び第 35 条の 3 の 3 の見出しの規定中、単身児童扶養者が削除されることから、扶養親族申告書へ改めたものでございます。

続きまして、新旧対照表の 15 ページになります。

固定資産税です。法改正によりまして所有者不明土地等に係る所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、まず、使用者を所有者とみなす制度を拡大するもので、調査を尽くしても固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとした旨を規定するため、53 条の第 5 項を明文規定するものでございます。なお、第 5 項の規定が追加されたことにより、第 5 項を第 6 項に繰り下げるものです。

続きまして新旧対照表の 18 ページから 19 ページです。

また、地方税法等の一部改正によりまして、現に所有している申告の制度化を図るため、登記簿上の所有者が死亡し相続登記がされるまでの間における相続人等の現所有者に対して、氏名、住所等必要な事項を申告させることができることとなったことから、本市におきましてもこの制度を可能とするため、第 73 条の 3 を新たに明文規定し、第 74 条の規定中に現所有者を加えるものでございます。

続いて新旧対照表 19 ページから 20 ページでございます、たばこ税でございます。

軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しが行われたため、たばこ税の課税標準にかかる葉巻たばこの算定等につきまして第 93 条第 2 項の規定文に但し書き規定を追加し、これに伴い同条第 4 項に追加規定及び第 95 条のたばこ税の課税免除の手続きにかかる申告書の記載事項の追加や適用に関する規定を追加するものでございます。

続いて新旧対照の 30 ページでございます。

付則第 18 条の規定中、低未利用土地を譲渡した場合の課税の特例に関する引用規定の追加及び付則第 18 条の 2 の規定中、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人市民税の課税の特例期限を 3 年間延長するための改正でございます。これは、個人が優良住宅地の造成等のために、所有期間が 5 年を超える土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得については、今回の改正により令和 5 年度まで延長するものであります。

このほか、地方税法及び関連法令の改正による引用条項、字句等の改正及び平成から令和へ元号が改められたことによる元号対応による改正を行ったものでございます。

第 2 条の龍ヶ崎市税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

続いて 33 ページ、法人市民税では、法人税法の改正に伴い、連結納税制度からグループ通算制度へ移行され、連結納税制度が廃止となるため、これに係る新旧対照表の 34 ページ第 31 条規定の一部 36 ページ第 47 条第 9 項の規定及び、38 ページ。第 49 条の第 3 項の規定の一部を削除並びに 38 ページから 39 ページ、第 51 条第 4 項から同条の第 6 項の規定に全文を削除するものでございます。

同じく、39 ページの第 93 条たばこ税の課税標準につきましては、段階施行により、激変緩和措置後の葉巻たばこの換算方法について規定していくものでございます。

新旧対照表の 40 ページでございます。

第 3 条の龍ヶ崎市税条例等の一部を改正する条例についてです。

これは、ひとり親制度の創設に伴って改正規定を削除したほか、地方税法及び関連法令の改正による引用条項、字句等の改正及び元号対応による改正を行ったものでございます。

続きまして議案書の 44 ページでございます。

次に、付則でございます。

第 1 条では当該条例の施行期日が令和 2 年 4 月 1 日とするものです。ただし、それぞれの条項により異なる施行期日が異なっております。

第 2 条から第 7 条では、経過措置を規定し、第 8 条から第 11 条では、平成から令和へ改められたことによる元号対応による改正を行ったものでございます。

報告第 2 号、龍ヶ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の 50 ページ、新旧対照表の 49 ページから 52 ページでございます。

報告第 2 号につきましても、市税条例の一部改正と同様に、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、都市計画税条例において規定する地方税法等の改正に伴う引用

条項や平成から令和への元号対応の改正を行ったものでございます。

続いて意見書の 53 ページになります。

付則でございます。施行期日につきましては、第 1 項で市税条例と同様に令和 2 年 4 月 1 日とするものです。

次に、第 2 項及び第 3 項で当該条例の改正に伴う経過措置を規定したもので、令和元年度までの都市計画税については従前の例によるとするもので、第 4 項で都市計画税に係る関係法の引用条項の適用でございます。

説明については以上でございます。

岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【なし】

ないようですので採決します。

まず、報告第 1 号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【異議なし】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り承認することに決しました。

次に、報告第 2 号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【異議なし】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り承認することに決しました。

続きまして、報告第 3 号、専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について）、報告第 4 号、専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例について）の 2 案件についても、関連しておりますので一括して説明を受け審議を行い、採決は別々に行いたいと思っております。

で、よろしく申し上げます。

それでは執行部から説明願います。

齊田市民生活部長。

齊田市民生活部長

報告第3号、専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎市税条例等の一部を改正する条例について）と報告第4号、（龍ヶ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例について）ご説明させていただきます。

はじめに報告第3号についてです。

新旧対照表の53ページでございます。

経済対策における税制上の措置として地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、同日から施行となったことから、国の法律公布・施行に合わせ専決処分により龍ヶ崎市税条例等の一部を改正したものでございます。

新旧対照表の53ページをお開き下さい。

第1条の主な改正内容についてでございます。

固定資産税では、法律改正により地方税法附則の規定が追加されたことによる改正となっております。

これは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響受け、売り上げが減少した中小の事業者等に対し、当該中小事業者等が所有し、かつ、その事業の用に供する家屋や償却資産に対して課する令和3年度分の固定資産税又は都市計画税の課税標準の減免措置と新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に生産性向上を目的とした先端設備の投資を行う中小事業者等に対して、これまでの適用対象を事業用家屋及び構築物に拡大するための措置について、法附則で追加既定された部分を第10条の読替規定に追加するものでございます。

また、先般設備の導入に係る当該家屋及び構築物に係る、固定資産税の課税標準に乗じる割合を零とすることを第10条の2第27項に追加規定いたしております。

次に軽自動車税では、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を令和3年3月31日まで6ヶ月延長するため、第10条の4の規定を改めるものです。

次に市税共通部分については、地方税法の改正に伴い新型コロナウイルス感染症等に

係る徴収猶予の特例措置が講じられたことに伴いまして、新型コロナウイルス感染症等に係る申請手続き等について、付則第 32 条の規定を追加したものです。

新旧対照表の 54 ページをご覧ください。

第 2 条の主な改正の内容でございます。

個人市民税では、入場料が発生するイベント等で新型コロナウイルスの影響により中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への個人市民税所得割への寄付金控除を適用するための特例を第 33 条として追加規定するものです。

次に、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除について、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設遅延等への対応として、その適用期限を令和 16 年度分まで 1 年延長する措置を講じるため、第 34 条として追加規定するものでございます。

その他につきましては、改正に伴う引用条項の改正によるものです。

続いて、議案書の 57 ページをお開きください。

付則についてでございます。

第 1 条では当該条例の施行期日は令和 2 年 4 月 30 日とするものです、ただし、第 2 条につきましては令和 3 年 1 月 1 日から施行するものです。

続きまして、報告第 4 号、龍ヶ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例についてです。

こちら議案書の 58 ページ、地方税法等の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 30 日に公布され、令和 2 年 4 月 30 日から施行となることから、龍ヶ崎市税条例の一部改正と同様に、第 1 条及び第 2 条について、引用条項の改正を行うものでございます。

議案書の 60 ページをご覧ください。

付則についてです。

施行期日につきましては、市税条例と同様に第 1 条につきましては、令和 2 年 4 月 30 日、第 2 条については、令和 3 年 1 月 11 日とするものでございます。

説明については以上でございます。

岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

【なし】

岡部委員長

ないようですので採決します。

まず、報告第3号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【異議なし】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り承認することに決しました。

次に、報告第4号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【異議なし】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り承認することに決しました。

続きまして、報告第5号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第8号）の所管事項）について、執行部から説明願います。

宮本都市整備部長

報告第5号、専決処分の承認求めることについて（令和元年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第8号）について）です。

これは規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,996万3,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ265億1,954万8,000円とするものでございます。

その他、明許繰越費を追加、変更及び地方債の補正を行うものでございます。

繰越明許費補正の追加です、第2表です、上から2段目の排水整備事業です、これにつきましては、川崎町護岸改修工事の実施にあたり、工事資材の調達や、工事日程の地元協議・調整に不測の日数を要したため繰越すものでございます。

続きまして、第3表地方債補正の変更でございます。

斉田市民生活部長

上から2段目コミュニティセンター整備事業でございます。

龍ヶ崎西コミュニティセンター及び久保台コミュニティセンターのトイレ改修工事費

の確定による起債限度額の減で 190 万円の減額でございます。

宮本都市整備部長

地方道路等整備事業、排水路整備事業でございます。

対象事業費の確定により、起債限度額を変更するものでございます。

地方道路等整備事業では 870 万円の減、排水路整備事業では 200 万円の減となります。

34・35 ページお開きください。

歳入でございます。

国庫補助金でございます。

1 段目、社会資本整備総合交付金（定住促進分）でございます。

こちらにつきましては 4 月からシティセールス課へ所管替えされている事業でございます。国からの交付決定額に合わせて減額しております。

社会資本整備総合交付金（狹隘道路整備分）でございます。

こちらにつきましては、狹隘道路整備事業補助金の申請がなかったため、皆減となっております。

斉田市民生活部長

市債になります。

右のページ上から 2 段目です、コミュニティセンター整備事業債でございます。

これは先ほど第 3 表の地方債補正の変更でもご説明申し上げました通り、龍ヶ崎西コミュニティセンター及び久保台コミュニティセンターのことで改修工事費の確定により 590 万円の減額でございます。

宮本都市整備部長

土木費債でございます。

地方道路等整備事業債、排水路整備事業債、こちらは先ほど、第 3 表でご説明申し上げた通り工事費等の確定による減額でございます。

36・37 ページをお開きください。

地域振興費、定住促進事業です。

住み替え支援費の補助金について、申請受付期間の終了により実績額に合わせて 1,100 万円を減額し、3,100 万円としたところでございます。

令和元年度の実績は、154 件に対し、3,350 万円の交付となっております。

齊田市民生活部長

コミュニティセンター費、コミュニティセンター管理費の 15 番、工事請負費です。
これは龍ヶ崎西コミュニティセンターと久保台コミュニティセンターのトイレ改修工事費の確定によりまして、202 万 4,000 円を減額いたしましたものでございます。

松田産業経済部長

工業団地拡張事業特別会計繰出金でございます。
これは造成工事の事業費確定により繰出金の減額を行うものです。

宮本都市整備部長

続きまして、土木費でございます。
建築指導費、住宅・建築物耐震改修促進事業でございます。こちらにつきましては、耐震シェルター等設置費補助金の申請がなかったことから皆減となっております。
続きまして、道路橋梁総務費、道路管理事務費でございます。先に歳入における国庫補助金に関連してご説明申し上げましたが、狹隘道路整備事業補助金の申請がなかったため、皆減となっております。
続きまして、道路新設改良費、道路改良事業でございます。
こちらにつきましては、工事費等の確定により、全体で 315 万 6,000 円の減額となります。
続きまして、市道第 1-380 号線整備事業でございます。
こちらにつきましては、管渠設置工事実施設計等の委託費が確定したことによる減額でございます。
40・41 ページをお開きください。
河川費でございます。排水路整備費、排水路整備事業でございます。
こちらにつきましては工事費の確定により、全体で 272 万 4,000 円の減額となっております。
説明につきましては以上でございます。

岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

【なし】

岡部委員長

ないようですので採決いたします。

報告第5号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【異議なし】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り承認することに決しました。

続きまして、報告第9号、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度龍ヶ崎市工業団地拡張事業特別会計補正予算（第4号））について、執行部から説明願います。
松田産業経済部長。

松田産業経済部長

議案書別冊73ページををお開きください。

報告第9号、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度龍ヶ崎市工業団地拡張事業特別会計補正予算（第4号））でございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ587万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,012万円とするものでございます。

76ページをお開きください、第2表地方債補正でございます。

工業団地整備事業は工業団地の造成工事の事業費確定によりまして市債を580万円減額し、限度額を3億3,590万円とするものでございます。

79ページをお開きください、歳入でございます。

工業団地拡張事業費等繰入金は、先ほどの一般会計補正予算の中でもありましたが、造成工事の事業費確定により減額するものでございます。

工業団地整備事業債は、造成工事の事業費確定により減額するものでございます。

続きまして歳出になります。

工業団地整備事業費につきましても、造成工事の事業費確定によりまして減額するものでございます。

説明につきましては以上でございます。

岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【なし】

岡部委員長

ないようですので採決いたします。

報告第9号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【異議なし】

岡部委員長

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

続きまして、報告第11号、専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）執行部から説明願います。

宮本都市整備部長

宮本都市整備部長

専決の処分を求めることについてでございます。和解に関することでございます。

こちらにつきましては、令和2年1月15日午後3時20分ごろ、龍ヶ崎市塗戸町841番地、地先の市道第3-328号線において、公用車が走行していたところに対向車があり、幅員が狭いためこれを避けようと後退したところ、龍ヶ崎市に在住する方が所有するブロック塀に公用車の右後方部を衝突させ、当該ブロックの一部を破損させたものでございます。過失割合は100%でございます。説明は以上です。

岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【なし】

岡部委員長

ないようですので採決いたします。

報告第 11 号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【異議なし】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り承認することに決しました。

最後に、報告第 18 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 3 号）の所管事項）について執行部から説明願います。

松田産業経済部長

議案書別冊 83 ページをお開きください。

報告第 18 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 3 号））でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,679 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 336 億 5,915 万 2,000 円とするものでございます。

歳出になります、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策費でございます。

需用費につきましては、補助金の欄に記載の事業に伴う郵送料でございます。

補助金の地域経済持続活性化事業は、新型コロナウイルスの感染症の影響の大きい宿泊事業者、及び交通事業者を対象に事業の継続及び活性化に資するための事業でございます。

宿泊業につきましては、定員 20 名までは 20 万円、21 人以上は定員数に 1 万円を乗じた額で上限 200 万円でございます、交通事業者につきましては、路線バス事業者、観光バス事業者、タクシー事業者、鉄道事業者の業種ごとに給付をして参ります。

続きまして、感染拡大防止協力事業者等支援事業は茨城県救急要請協力金に市独自で 10 万円を上乗せする事業でございます。

続きまして、申請書類等作成支援事業は国の雇用調整助成金等の申請書類を社会保険労務士等へ依頼した際の費用の一部として 5 万円を上限に助成する事業でございます。

役務費の消耗品と補助金のテイクアウト推進応援事業につきましては、企画課の所管の事業となっております。

説明につきましては以上でございます。

岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

【なし】

岡部委員長

ないようですので採決いたします。

報告第 18 号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【異議なし】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り承認することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして、環境生活委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。